



税務と経営

編集発行人
税理士

村野 幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

国 税／7月分源泉所得税の納付 8月12日

国 税／6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)

9月1日

国 税／12月決算法人の中間申告 9月1日

国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の

中間申告 (年3回の場合) 9月1日

国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 9月1日

地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付

市区町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.



協調支援型特別保証制度 物価高や人手不足などの影響を受けている中小企業者向けに、今年春からスタートした新しい保証制度。申込金融機関から、本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上のプロパー融資を受けることなどが要件。保証申込日に応じて、国による信用保証料の一部補助が受けられます。

令和7年度税制改正 ～相続・贈与関係～ 事業承継税制

事業承継税制は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(円滑化法)に基づき、法人の場合は、非上場会社の株式等を後継者が贈与又は相続で取得した場合に、一定の要件のもと、その贈与税等の納税を猶予・免除する制度です。また個人事業者の場合は、先代事業主の事業の用に供されていた特定事業用資産を後継者が贈与

又は相続で取得した場合に、一定の要件のもと、その贈与税等の納税が猶予・免除される制度です。円滑に事業の承継を行うには、本税制を活用することが有効です。

今回は、令和7年度税制改正の対象となった贈与における事業承継税制について、法人版・個人版それぞれの改正事項をみていきます。

1 法人版事業承継税制

(1) 制度の概要

法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があります。特例措置を適用する場合、対象株式数や雇用確保要件等について有利な適用が可能ですが、事前に円滑化法に基づく特例承継計画を策定し、都道府県知事の確認を受ける必要があります。

特例措置を適用した場合の、特例承継計画の提出から贈与税の申告・納税猶予・免除に至るイメージは【図1】のとおりです。また、この制度の適用を受けるための主な要件は【下表】のとおりです。

(2) 改正のポイント

【下表】のうち、後継者の要件③が「贈与の直前において当会社の役員であること」に改正されました。この改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する株式等に係る贈与税に適用されます。

法人版事業承継税制の特例措置は、中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性向上を図るために設けられた異例の期限措置であり、適用期限(令和9年12月末)は延長しないこととされています。今回の改正は、適用期限において、後継者の役員在職年数不足により特例措置の適用ができなくなることを防止する措置です。

2 個人版事業承継税制

(1) 制度の概要

法人版と異なり、個人版事業承継税制には一般措置と特例措置といった区別はありません。この制度を適用しようとする個人事業者は、事前に円滑化法に基づく個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。

【表】法人版事業承継税制(特例措置)の適用を受けるための主な要件

区分	要件
会 社	次のいずれにも該当しないこと ①上場会社 ②中小企業者に該当しない会社 ③風俗営業会社 ④資産管理会社
後継者 (受贈者)	① 贈与時に会社の代表権を有していること ② 贈与の日において18歳以上であること ③ 贈与の日まで引き続き3年以上を会社の役員であること(改正対象要件) ④ 贈与時に後継者とその関係者で50%超の議決権数を保有すること
先代経営者 (贈与者)	① 会社の代表権を有していたこと ② 贈与時に会社の代表権を有していないこと ③ 贈与直前に贈与者とその関係者で50%超の議決権数を保有し、かつ後継者を除いたこれらの中で最も多く議決権数を保有していたこと

対象となる特定事業用資産は、先代事業者（贈与者）の事業の用に供されていた宅地等（400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）、固定資産税の課税対象とされているものや自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用される車両等で、贈与を受けた年の前年の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものです。

個人事業承継計画の提出から贈与税の申告・納税猶予・免除に至るイメージは【図2】のとおりです。また、この制度の適用を受けるための主要要件は次のとおりです。

◆ **後継者（受贈者）**

① 贈与の日において18歳以上であること

② 贈与の日まで引き続き3年以上、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（改正対象要件）

◆ **先代事業者（贈与者）**

① 廃業届出書を提出又は贈与税の申告期限までに提出見込であること

② 贈与の日の属する年からのその前々年まで青色申告で確定

申告書を提出していること

(2) **改正のポイント**

前述の後継者の要件②が「贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと」に改正されました。この改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する特定事業用資産に係る贈与税に適用されます。

個人版事業承継税制の適用期限は令和10年12月末です。法人版と同様、この改正は、適用期限において、後継者の事業従事年数不足により税制の適用ができなくなることを防止する措置です。

3 **まとめ**

今回の改正で後継者の要件が緩和されたことで、円滑な世代交代が更に実現しやすくなったといえます。法人版・個人版ともに適用期限を意識の上、有効活用していくことが肝要です。

【参考資料】
国税庁
ホームページ
事業承継税制特集



図1 法人版事業承継税制（特例措置）のイメージ

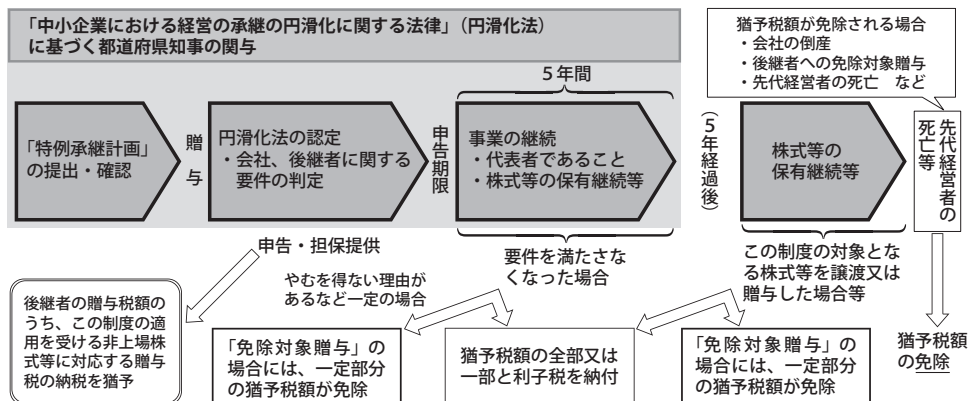
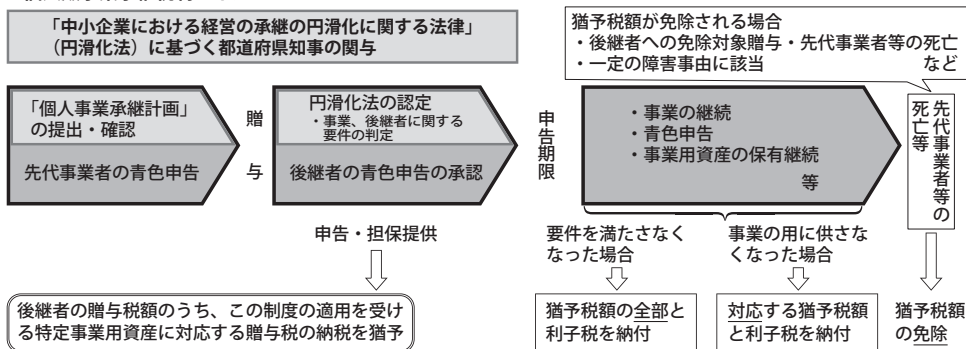


図2 個人版事業承継税制のイメージ



暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

厳しい暑さが続く中、こまめな水分補給など体調管理を各自が心掛けるだけでなく、事業者としても冷房設備の活用や時差通勤の導入、適切な休憩時間を確保することなど、暑さを乗り切るための取り組みが求められます。また、屋外作業の従事者においては、日差しを遮るための装備の使用や作業時間の調整が必要です。安全と健康を最優先にしながら、効率的な働き方を目指すことが重要です。

令和7年度の税制改正では、いわゆる「103万円の壁」への対応として、所得税における基礎控除や給与所得控除の額の引上げが行われました。また、中小企業に対する法人税の軽減税率の特例の適用期限が延長されたほか、設備投資に係る各種優遇税制についても、適用期限の延長や制度内容の拡充が行われています。

労務関係では、定年制の廃止など65歳までの雇用確保措置を設けることが、4月から完全義務化されました。さらに、育児・介護休業法の改正により、仕事と育児・介護の両立支援のための制度を設けることが必要となっており、こちらはすでに4月から施行されているものと、10月から施行されるものがあります。その内容は多岐にわたりますので、制度内容を把握し適切に対応することが肝要です。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶いたします。

被相続人以外の名義の財産

Aさんは、父の死亡に伴い、父の金庫を確認したところ、父名義の預金通帳のほかに、父名義の定期預金証書を見つけた。この定期預金は父が自身の収入から作り、父が管理・運用をしていました。Aさんは過去にこの定期預金の贈与は受けていません。相続税の申告に当たり、Aさんは父名義の財産だけ申告すればよいでしょうか？

名義にかかわらず、被相続人が取得の資金を拠出しているなど、被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の財産と認められる預貯金、株式、公社債等で家族名義や無記名のものなど、被相続人以外の名義の財産も、被相続人の財産である限りは、相続税の申告に含める必要があります。

KEY WORD

消費税 クレジット販売の手数料は課税？ 非課税？

クレジットカードの手数料としては、①加盟店（お店）が信販会社（JCB、AMEXなど）に支払うものと、②消費者が信販会社に支払うものとがあります。①は例えば、お店がお客さんに商品を100円で売った場合、信販会社から手数料10円が差し引かれ90円が入金になりますが、この手数料（差額）のことです。

①については、お店が消費者に対して有する「金銭債権」を信販会社に譲渡したものであり、この差額は「金銭債権の譲渡」として非課税となります。②についても金融取引等の対価なので非課税です。分割・リボ払いの利息相当額も同様です。つまり、①②とも仕入税額控除はできません。

なお、①で、お店が信販会社と直接契約せず、決済代行会社を通しての場合は、決済代行会社との契約が債権譲渡契約か否かで課税・非課税が異なります。